

建物用途制限表 有田川町用途地域【①近隣商業地域・②準工業地域】 有田川町特定用途制限地域【③居住環境形成地・④農住共生地・⑤沿道複合地・⑥産業共生地・⑦専用工業地】

用途地域内の建築物の用途制限 ○: 建てられる用途 ×: 建てられない用途 ①、②、③、④、▲、■: 面積、階数等の制限あり	用途地域											用途地域の指定のない区域	特定用途制限地域						
	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	① 近隣商業地域	② 商業地域	準工業地域		工業地域	工業専用地域	③ 居住環境形成地	④ 農住共生地	⑤ 沿道複合地	⑥ 産業共生地	⑦ 専用工業地
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
店舗等	×	①	②	③	○	○	○	①	○	○	○	○	④	○	○	○	○	○	○
店舗等の床面積が150㎡以下のもの	×	①	②	③	○	○	○	①	○	○	○	○	④	○	○	○	○	○	○
店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの	×	×	②	③	○	○	○	■	○	○	○	○	④	○	○	○	○	○	○
店舗等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	×	×	×	③	○	○	○	×	○	○	○	○	④	○	○	○	○	○	○
店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	④	○	○	○	○	○	○
店舗等の床面積が3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの	×	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○	○	④	○	○	○	○	○	○
店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×
事務所等	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事務所等の床面積が150㎡以下のもの	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事務所等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事務所等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ホテル、旅館	×	×	×	×	▲	○	○	×	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	×
ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パッティング練習場等	×	×	×	×	▲	○	○	×	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	×
カラオケボックス等	×	×	×	×	×	▲	▲	×	○	○	○	▲	▲	○	○	○	○	○	×
麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所等	×	×	×	×	×	▲	▲	×	○	○	○	▲	×	○	○	○	○	○	×
劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等	×	×	×	×	×	×	①	×	○	○	○	×	×	②	○	○	○	○	×
キャバレー、料理店等、個室付浴場等	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	▲	×	×	○	○	○	○	○	×
幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	×
大学、高等専門学校、専修学校等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	×
図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
病院	×	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	×
公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自動車教習所	×	×	×	×	▲	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
単独車庫(附属車庫を除く)	×	×	▲	▲	▲	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
建築物附属自動車車庫	①	①	②	②	③	③	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
倉庫業倉庫	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自家用倉庫	×	×	×	①	②	○	○	■	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
畜舎(15㎡を超えるもの)	×	×	×	×	▲	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	×	▲	▲	▲	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	×	×	×	×	①	①	①	■	②	②	○	○	○	○	○	○	○	○	○
危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	×	×	×	×	×	×	×	×	②	②	○	○	○	○	○	○	○	○	○
危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自動車修理工場	×	×	×	×	①	①	②	×	③	③	○	○	○	○	○	○	○	○	○
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	×	×	×	×	①	②	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
量が非常に少ない施設	×	×	×	×	①	②	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
量が少ない施設	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
量がやや多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
量が多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○

産業共生地・専用工業地  
居住環境や操業環境の悪化防止のため、準工業地域・工業地域より規制強化しています。

農住共生地・沿道複合地  
既存の工場・作業場などが操業を続けられるように、第一種住居地域・近隣商業地域より緩和しています。

注) 本表は建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について記載したものではありません。 ※赤枠で囲われた箇所は、基準としている用途地域よりも規制を緩和・制限しているものです。